

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年10月17日(2013.10.17)

【公表番号】特表2013-507993(P2013-507993A)

【公表日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-012

【出願番号】特願2012-527041(P2012-527041)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/24 (2006.01)

A 6 1 M 29/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/24

A 6 1 M 29/02

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月26日(2013.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クリンプ工具において、

前壁及び後壁を有するハウジングと、

前記ハウジングの中に可動的に位置決めされた駆動ホイールであって、第1の位置と第2の位置との間で前記輪を移動させる作動レバーを含んでいる駆動ホイールと、

前記駆動ホイールと作動可能に連結され近位端部及び遠位端部を有している複数のバーであって、前記遠位端部が面取り前縁部と対向する平面的な表面とを含み、前記近位端部は間に近位開口部を形成している第1及び第2の脚を含んでいる複数のバーと、

前記バーの前記遠位端部の前記平面的な表面によって画定されている室であって、前記作動レバーが前記第1の位置から前記第2の位置へ移動するにつれ第1の拡大された大きさから第2の縮小された大きさへ縮小することができる室と、

前記ハウジングの前記前壁に取付けられ、少なくとも1つの係合部材を介して前記前壁に摺動可能に連結されたスライドプレートを有する搬送装置ホルダーと、を備え、前記係合部材は、前記前壁から前記スライドプレートの対応する水平スロットを通して延びている、

ことを特徴とするクリンプ工具。

【請求項2】

前記バーのそれぞれの前記面取り前縁部は、隣接するバーの前記平面的な表面に隣接して位置している、

請求項1に記載のクリンプ工具。

【請求項3】

前記駆動ホイールは、前記バーの前記近位開口部の中に位置決めされている、

請求項2に記載のクリンプ工具。

【請求項4】

前記バーのそれぞれは、駆動ピンスロット及び案内ピンスロットを含んでいる、

請求項3に記載のクリンプ工具。

【請求項5】

前記駆動ホイールは、複数の駆動ホイールスロットを含んでいて、前記駆動ホイールは、前記バーの前記駆動ピンスロットと前記駆動ホイールスロットとの間に延びている複数の駆動ピンで前記バーと作動可能に連結されている、

請求項 4 に記載のクリンプ工具。

【請求項 6】

前記前壁にある第 1 の複数の径方向に延びているスロットと、

前記後壁にある第 2 の複数の径方向に延びているスロットと、を更に備えており、前記バーのそれぞれは、前記案内ピンスロットの中を通って、前記前壁及び前記後壁の前記径方向に延びているスロットの対応する 1 つの中へ延びている案内ピンで前記ハウジングと作動可能に連結されている、

請求項 5 に記載のクリンプ工具。

【請求項 7】

前記駆動ピンスロット及び前記案内ピンスロットは、前記バーの中心平面を通って延びている軸に沿って位置決めされている、

請求項 6 に記載のクリンプ工具。

【請求項 8】

前記搬送装置ホルダーは、搬送装置を受ける構造になっているシート部材を備えている、

請求項 1 に記載のクリンプ工具。

【請求項 9】

前記搬送装置ホルダーは、第 1 の位置と第 2 の位置との間で摺動自在であり、前記シート部材は、前記第 2 の位置の前記室の中心軸と実質的に整列している、

請求項 8 に記載のクリンプ工具。

【請求項 10】

前記少なくとも 1 つの搬送装置ホルダー係合部材は、前記搬送装置ホルダーが前記前壁に対して摺動自在である第 1 の位置と前記搬送装置ホルダーが前記前壁に対して固定されている第 2 の位置との間で移動可能な、

請求項 9 に記載のクリンプ工具。